

在外公館における弁護士の活用

平成29年3月16日 外務省経済局官民連携推進室

(1)概要

日本企業の活動を法的側面から支援するため、在外公館において以下の業務を、日本の弁護士に委託して実施している。(ただし、現地法規制に反しない範囲で実施)

- ①日本企業を対象とした無料法律相談会を在外公館その他(工業団地・商工会等)で定期的を実施
- ②現地の法令・法制度やその運用に関する調査報告書の作成、及び日本企業向けセミナーの実施
- ③在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング及び意見書の作成

(2)実施状況

平成28年度は、以下の6カ国13公館において実施している。

- ①インド (在コルカタ・在チェンナイ日本国総領事館)
- ②インドネシア (在インドネシア日本国大使館、在スラバヤ・在メダン日本国総領事館)
- ③タイ (在タイ日本国大使館)
- ④中国 (在中国日本国大使館、在広州・在上海・在重慶・在青島日本国総領事館)
- ⑤ミャンマー (在ミャンマー日本国大使館)
- ⑥モンゴル (在モンゴル日本国大使館)

(3)今後の予定

- ・平成29年度は、募集要項(別紙)記載の12カ国・16公館を候補として検討しており、その一部(ないし全部)を対象として実施予定。
- ・委託する業務内容は募集要項に「主たる業務」として記載している業務が主となる予定。
- ・委託先は、原則として日本の弁護士資格を有する者・事務所を選定する予定。ただし、現地の弁護士資格を有する者・事務所に委託することも検討(特に現地語能力が必須となる業務)。

受託弁護士の募集（在外公館における日本企業支援）

平成29年2月27日

[メール](#)

外務省では、以下の業務を受託いただける**弁護士又は法律事務所を募集しています**。（本件は平成29年度予算の成立を条件に実施するものです。）

1 業務内容

外務省は、日本企業の活動を法的側面から支援するため、一部の在外公館において、**日本企業に対する法的問題に関するアドバイス業務や、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供等の業務を、弁護士に対して委託する事業を実施しています**（以下、「本事業」といいます。）。

本事業の実施に際し、現地法規制に反しない範囲で、以下の業務の全部又は一部を弁護士に委託する予定です。

- (1) 日本企業が関わる個別の法的ビジネストラブル等についてのコンサルティング業務（無料相談会の実施・メールでの相談対応等）
- (2) 現地の法令・法制度及びその運用に関する調査報告書の作成（法令の翻訳を含む）及び日本企業向けセミナーの実施
- (3) 在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング・意見書の作成
- (4) その他、これらに関連する業務

業務内容の詳細は、各在外公館との間で個別に調整することとなる予定ですが、各在外公館で委託を予定している主たる業務は下表に記載の通りです。

なお、本事業は、下表に記載している実施候補公館のうち、本募集に対する応募結果等、諸般の事情を総合的に考慮し、その全部又は一部で実施する予定です。（以下、実施候補公館所在地を「現地」といいます。）

	実施候補公館	主たる業務（予定）
(1)	在インドネシア日本国大使館 (在スラバヤ日本国総領事館) (在デンパサール日本国総領事館)	・日本企業向けコンサルティング ・現地法令翻訳作成 ・契約書雛形作成
(2)	在タイ日本国大使館 (在チェンマイ総領事館)	・日本企業向けコンサルティング ・現地法令，運用調査
(3)	在中国日本国大使館 (在青島日本国総領事館)	・日本企業向けコンサルティング ・現地法令，運用調査
(4)	在ミャンマー日本国大使館	・日本企業向けコンサルティング ・現地法令，運用調査
(5)	在モンゴル日本国大使館	・日本企業向けコンサルティング ・現地法令制定，改正情報提供
(6)	在フィリピン日本国大使館	・意見書作成（主に税務関係）
(7)	在トロント日本国総領事館	・日本企業向けコンサルティング（特に小規模事業者向け）
(8)	在ロシア日本国大使館	・日本企業向けコンサルティング（特に労務・税務）
(9)	在エジプト日本国大使館	・日本企業向けコンサルティング

		・現地法令制定, 改正情報提供 (アラビア語能力必須)
(10)	在ケニア日本国大使館	・現地法令, 運用調査 ・日本企業向けセミナー開催
(11)	在ナイジェリア日本国大使館	・現地法令, 運用調査 (会社法・税法・ローカルコンテンツ規制・輸入規制等)
(12)	在モーリタニア日本国大使館	・現地法令, 運用調査 (水産分野・鉱業分野) (アラビア語又はフランス語能力必須)

2 応募資格

- (1) 弁護士資格を有する者又は法律事務所 (日本の弁護士資格を有する者・事務所を原則としますが、現地の弁護士資格を有する者・事務所も対象とします)。
- (2) 対応言語：日本語対応が可能で、かつ、現地公用語又は英語 (現地の第一外国語が仏語の場合は仏語) による業務遂行が可能な者・事務所。現地法令の読解が可能であることが望ましい。
- (3) 実績等：現地の法律実務又はこれに類する実務の経験がある者・事務所。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。
 - ア 成年被後見人, 被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し又はこれに加入した者
- (5) なお、現地の在留資格を有している弁護士又は現地に事務所のある法律事務所を優先的に検討いたします。

3 業務委託期間

平成29年4月中旬頃 (契約日) から平成30年3月31日まで (以降は状況に応じて更新を検討。)

4 応募方法

受託を希望される方は、応募書類 (受託弁護士の経歴, 受託希望公館を含む詳細記入) を下記メールアドレスまで送付ください。(なお、応募書類はMicrosoft Word, Microsoft Powerpoint, 又はPDFファイルで作成のうえ送付ください。)

5 募集期限

平成29年3月17日 (金曜日) (必着)

6 応募書類送付先

外務省経済局官民連携推進室 (担当：小林)
Eメールアドレス：business-support@mofa.go.jp